



NBS119

2019 02

スイス連邦政府は、**エビ**や**カニ**などの甲殻類を生きたままゆでてはならないとする規定を新たに設けたと発表したそうです。

この規定を盛り込んだ新しい法律が2019年3月に施行されます。

ちょっと何言ってるかわかんない

政府の**動物保護政策**の見直しの一環だそうです。内閣はエビやロフスターなどの甲殻類には感情があり、不必要に苦しませることがあってはならないと発表したそうです。国内の外食産業からは様々な批判が出ているようですが、内閣は方針を変更しないそうです。

新しい法律では

※ロフスターを含む生きた甲殻類は今後、冷凍、または冷水につけた状態で輸送してはならない。

※甲殻類は必ず気絶させてから殺す と規定しているんだそうです。

欧州では今年始め、イタリアが同様の法律を施行しています。

動物保護政策の見直しではこのほか、子犬の違法繁殖に対する取締りの強化や、ほえる犬を罰する装置の禁止が盛り込まれたようです。

新しい法律では小型動物についても言及されていて、動物を収容するケージの大きさを明記したほか、公共のイベントなどで登場する移動動物園は、強い逃走本能を持つモルモットなどの動物をおびえさせるとして禁止したようです。

さらに動物実験への規制も強化され、今後動物実験を行う全ての研究室に特別な教育を受けた動物保護士を置くとしています。

後半の子犬や動物実験などにかかわる部分は、理解できますし、良いことだと思いますが.....

エビ、蟹に関しては.....???? どうなんですか??

気絶させてから殺す！ ってか！ **そんじゃー 食うな！**



西日本防災システム
NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd
<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社Top Pageへ 